

2005. 12. 27 第9号



地域づくりコミュニケーション
— 農村振興局メールマガジン —

農林水産省農村振興局



◆◆ 目次 ◆◆

- 農村における資源保全施策について（その9）
 - ◆ 来年度予算案と新しいパンフレットの紹介
 - ◆ ご質問等への回答（資源保全施策）

- 美しい農村景観の保全・形成について（その4）
 - ◆ 全国農村景観づくり実務者研修について
 - ◆ 読者からの投稿記事（棚田の風景）【後編】

- 元気な地域づくり交付金について（その9）
 - ◆ 地方が独自の裁量で実施できるソフト事業に
～ 三位一体改革に伴う税源移譲の実施について ～
 - ◆ 平成17年度の具体的な活用状況（グリーン・ツーリズムの振興）

- 農村における資源保全施策について（その9）
 - ◆ 来年度予算案と新しいパンフレットの紹介

前回は、「資源保全施策についての人材育成研修」についてご紹介しました。今回は12月24日に閣議で決定された平成18年度予算の政府案の内容と、新しく作成したパンフレットについてご紹介します。

◇ 平成18年度予算案（資源保全施策）について

夏の概算要求時にもご紹介したとおり、平成18年度はモデル的な支援を行うことを予定しており、この度の決定された政府予算案に、全国約600地域を対象とした実験事業10.6億円など、関連する事業が盛り込まれました。

◇ 新しい資源保全施策のパンフレット

来年度からモデル的な支援を行うに当たって、その進め方などを分かりやすく解説したパンフレットを作成しました。資源保全に興味をお持ちの全国各地の読者の皆様にもぜひ読んでいただきたい内容となっていますので、下記のサイトよりご覧ください。

(参考：農地・水・環境の保全向上のために)

http://www.maff.go.jp/nouti_mizu/index.html

引き続き、各地の皆様からの声を参考にしたいと考えていますので、ご意見等をお待ちしています（続く）。

◆ ご質問等への回答

<地域用水への関心が高まりつつあるが、水利権上の問題があり地域住民の要望に答えられないのが現状。非かんがい期の水利権（行政の要望）について、国として関係省庁間で協議が進められる実現されることを要望>

ご意見ありがとうございます。

地域の共同活動により資源や環境を保全する取組を進めるためには、地域住民の理解を得ることが不可欠です。そのためには農業用水等が持つ多様な機能が十分に発揮され、地域の方々に親しんでもらう必要があります。

最近では、地域住民や関係自治体等の強い要望により、自治体が非かんがい期の水利権を取得している事例もあります。

近年の環境への意識の高まりから、国土交通省では水辺環境の維持改善を図るための水利権の許可基準の検討を進めていると聞いています。今後、一定の要件を満たしていれば、地域用水としての水利権を取得できる可能性があると考えられます。

また、水に関係する省庁で構成する「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」等においても、関係省庁間で共通の認識を持つため情報交換を行っているところです。

今後も、地域の声を行政に的確に反映できるよう、各省庁の連携を進めていきたいと考えています。

■ 美しい農村景観の保全・形成について（その４）

◆ 全国農村景観づくり実務者研修について

農村振興局では、美しい農村景観に力点を置いて各種施策を積極的に推進しているところですが、この一環として、農村景観に関する初めての全国研修会として「全国農村景観づくり実務者研修会」を１１月１４、１５日の二日間、東京有楽町で開催しました。

美しい農村景観は地域毎の取組が基礎となりますが、地域には多様な考え方があり、また必ずしも景観に対する住民意識は高いものではありません。このため、地域を取りまとめていく地域リーダーの存在が不可欠であり、本研修会ではその育成に向けて、都道府県や市町村の担当者を主たる対象として開催しました。

プログラムは、１日目はフリープランナーの麦屋弥生さんから美しい農村景観を観光への活用について、早稲田大学の伊藤滋特命教授から農村景観づくりに向けた問題点などについて基調講演を行い、その後、北海道美瑛町、長野県木曾町（旧開田村）、京都府美山町から農村景観をどのように活かしているか発表を行い、農村景観づくりのポイント等について意見交換を行いました。

２日目は、農村景観の特徴や、農村地域において「景観法」を活用する意義や手法等（景観農業振興地域整備計画）について、宇都宮大学の藤本信義教授など専門家をお招きして講演を行いました。

今回は、会場一杯となる参加者があり農村景観に関する関心の高さが伺われた次第です。

次回も農村景観づくりの意義を普及する取組を紹介したいと思います（続く）。

◆ 読者からの投稿記事（棚田の風景）【後編】

棚田の風景に関して、前回の続きとして山形県庁の高橋信博さんからの投稿を掲載します（原文の一部を省略していただきますことご了承ください）。

地域づくりからはじめる棚田の保全（後編）

（略）それでは、農村や棚田の風景を守っていくためにはどうしたら良いのでしょうか。様々な方法があるのかも知れませんが、私は、従来集落が持っていた仕組みや機能をもう一度取り戻すことができなければ、成功には結び付かないと信じています。

そのためには、集落に伝わる従来の掟を見直し、地域住民によって合意形成された、新たな掟が必要だと思っています。（略）中山間直接支払い制度では、（略）視点の違いによって様々な意見もあるとは思いますが、個人的には、将来あるべき集落の姿に一步近付いたものとして感じています。（略）実際のところ、これから五年間の約束は保障出来ないという高齢者が数多く出現しています。一年一年が勝負というのが地域の現状なのです。

こんな暗い条件下、地域づくりという観点から、集落の元気を取り戻す作業に、せっせと取り組んでいる若者？がいます。それが私です。ここ20年間、県内全域で地域づくりの活動を起こしてきました。

しかし、私自身この取り組みが効果的だと確信したのは、つい先日のことです。今の農村部にかかる暗雲を切り拓く方法は、これしかないと思い込んで行動しています。

（略）問題は、それを誰が実行するのかということです。それを行政か誰かから、やってもらうものだと勘違いしている地域も少なくありません。（略）誰かからやってもらおうという、他人まかせな体質を変えられない限り、いつまでもたっても活字だけの合言葉で終わってしまうのです。

『課題』、『課題解決のための方策』そして『地域が向かうべき方向性』、これらを考えるための材料やヒントは、全て地域にあると確信しています。

それを自らが気付くための作業を地域に入って実施するのです。私は、その手段として、最近よく耳にする『ワークショップ』という手法を活用しています。（略）今の時代は、わざわざ機会を設けて、実施しないと体験できなくなってしまいました。考えてみると情けない話なのですが、全てはここから始まるような気がしています。（略）地域には様々な資源があるのに、気付かないまま眠ってしまっていることが多々あるのです。集落みんなの力でこれを掘り起こし、集落生活の中に再現してみようと考えています。地域再興への実践です。

(略) 私の中では、もう農村を題材にした研究は終わりにしたいと考えています。なくなってしまうものをただ見ているのではなく、それを地域住民のパワーで取り戻す作業に力を注いで行きます。棚田や農村集落の保全は、地域づくりから始まると確信しているのです。今まで蓄積してきたノウハウを活用する時が到来したのです。覚悟はできています。

高橋さんには今回の投稿に対して深くお礼を申し上げますと共に、益々のご活躍をご期待いたします。皆様の農村景観に対する思いについても随時紹介したく思いますので(既に頂いた方につきましては今回は未掲載で恐縮です)、ぜひご投稿をお願いします。

■ 元気な地域づくり交付金について(その9)

- ◆ 地方が独自の裁量で実施できるソフト事業に
～ 三位一体改革に伴う税源移譲の実施について ～

農林水産省は、「元気な地域づくり交付金」をはじめとした7つの交付金など、補助金改革に取り組んできましたが、地方の意見を代表する全国知事会などいわゆる地方6団体からは、18年度予算においても、国庫補助金等の一般財源化を推進するよう要求があり、そのリストの中には、7交付金のソフト事業分も含まれていました(いわゆる三位一体改革)。

こうした経過や地方の意見を真摯に受け止めて検討した結果、18年度では、移譲リストに登載されていた交付金(本交付金の場合は農山漁村地域活性化推進交付金)について、その一部を除き、地方に税源として移譲することに決定しました(ソフト事業のうち、遊休農地対策に関する事業は、食料・農業・農村基本計画の推進上、重要な課題となっており、国の主体的な関与が必要であることなどから交付金制度として継続し、18年度予算案として66百万円を計上しています。)

このため、本交付金を財源として実施してきた遊休農地対策を除くソフト事業(例えば本メルマガで紹介してきた農業コミュニティビジネス支援など)の財源は地方に移譲され、一般財源として利用することになりますが、具体的に

都道府県等にどのような形で移譲されるかについては、財政担当部局と要求担当部局が緊密に連携して情報収集し、適切な予算措置等を行う必要があります。

農林水産省は、こうした地方による施策の実施が円滑に進められるよう、総務省に適切な地方財政措置を講ずるよう要請しており、また、ハード事業のメニューも地域の実態に即して拡充するなど、今後とも地方と連携して、農村漁村の活性化を推進していきます。

◆ 平成17年度の具体的な活用状況（グリーン・ツーリズムの振興）

元気な地域づくり交付金の地区事例について、前回に引き続きご紹介いたします。今回は、当該交付金を活用してグリーン・ツーリズム振興に取り組んでいる石川県能登町能登地区をご紹介します。

能登地区は、一次産業が主体で豊かな自然と古い土蔵等が織りなす良好な農村景観を有していますが、近年、若年層の地域外流出等により高齢化が進み、集落機能の維持等が懸念されたことから、交流人口の増加による地域活性化を目的に、構造改革特区「石川県グリーン・ツーリズム促進特区（農家民宿における簡易な消防設備等の容認、市民農園の開設者の範囲の拡大）」の認定を受け（平成15年5月）、農家民宿（4軒）や市民農園（3箇所、126区画）が新たに開業・開設されたところです。

現在の能登地区への来訪者は、4～5人程度の小グループが中心となり、年齢構成は50～65歳代が大半を占めています。

4軒の農家民宿は、原則一泊一家族、一グループでの利用となっており、中高年層の来訪者ニーズにマッチしていますが、今後さらなる交流人口の増加のために子供を持つファミリー層等のニーズへの対応が必要となっています。

一方、市民農園については、休憩施設が未整備であり、かつ、農家民宿の近くに設置されていない等の理由から契約に至らないケースがあり、利用率向上のためにはこうした利用者ニーズへの対応が求められています。

このため、市民農園の近くに位置する廃校となった小学校舎を「元気な地域づくり交付金事業」により改修し、宿泊型交流施設（10室、40人程度）として整備することとしています。これにより、農家民宿の利用と併せて、地区

全体として利用者の年代や構成など多様なニーズに応えることにより滞在型の利用者を増やし（目標（H21）：地域への入込み者数1200人、新規雇用1人）、グリーン・ツーリズムを核とした「自然、文化、人々との交流を楽しむ里づくり」の更なる推進を図ることとして取り組んでいます。

◆◇ 編集後記 ◇◆

記録的な12月の豪雪となった地域におかれましてはお見舞い申し上げます。集落の高齢化が進むなかで地域コミュニティによる除雪活動もご苦労が多いことと思います。毎年除雪ボランティアを募ってお年寄りの支援にあたっている地域もあると聞いていますが、除雪活動が円滑に進むことを心よりお祈り申し上げます。

本メルマガを発行して初めての年末を迎えました。なにかと堅い文体で読者の皆様にはご苦労お掛けしました。1月号からは皆様にもぜひ活用して頂きたく新規制度の紹介をシリーズで行ってまいりますので来年も宜しくお祈りいたします。

◆◇ ご意見をお寄せ下さい ◇◆

ご意見等ございましたら、下記編集発行先にメール、又はファックスにてお寄せ下さい。皆様との双方向のコミュニケーションを進めていきたく思いますのでご遠慮なく当方までご意見をお寄せ下さい。

◆◇ メルマガ読者のご紹介のお願い ◇◆

本メールマガジンは、農林水産省と地域づくりに取り組む方々との双方向のコミュニケーションを目的として発行しています。読者の皆様において、本趣旨にご賛同頂けそうな方、あるいは本メールマガジンを送ってほしい方をぜひ下記の編集発行先までご紹介頂きたくお祈りいたします。当方からご紹介頂いた方に協力依頼を行ってまいりますので宜しくお祈りいたします。

◆◇ 編集発行 ◇◆

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省農村振興局企画部農村政策課（担当）矢野
TEL:03-3502-5946 FAX:03-3595-6340 E-mail:nouson_mm@nm.maff.go.jp
無断転載はご遠慮願います。
